

確認して
みよう！

『あんなか住まいりー奨励金』チェックリスト

すべての要件に該当すれば、対象となります

START



NO → 交付対象外

令和2年12月31日以前に市内に所在する「住宅」※1を取得(相続、贈与および交換によるものを除く)したことがない

YES



YES →



YES →



令和3年1月1日以降に、市内に所在する「住宅」を取得している(新築・中古問わず)

NO

交付対象外

交付申請日までに、取得した「住宅」に住所を定めている

NO

交付対象外

申請後も定住※2を継続する意思がある

NO

交付対象外

YES

交付対象外 ← NO



奨励金交付対象

YES

下記3項目
すべてに☑がつく

- 市税の滞納がない(住宅を共有で取得した場合は、他の共有者も同様)
- 過去に「あんなか住まいりー奨励金」または「安中市勤労者住宅建設利子補給」の交付を受けたことがない
- 世帯員全員が暴力団員等でない

住みやすいことが定住の決め手に!

令和3年1月からスタートし、約60件の申請を受け付けています。(令和2年度9件、令和3年度53件(令和3年8月31日時点))定住する場所を決める際には、親族が近くに住んでいることや職場や学校が近くにあることを重視する人が多いようです。

あんなか住まいりー奨励金に関する詳細は、市ホームページをご覧ください。か、☎地域創造課(☎内線1025)までお問い合わせください。



※1…台所、便所、浴室および居室を備え、利用上独立性を有するもので、専ら所有者が自己の居住の用に供するための建築物

※2…市内に住宅を所有し、生活の本拠として当該住宅に居住し、かつ当該住宅の所在地が住所地として本市が備える住民基本台帳に記録されていること